茨城労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、茨城県鉄鋼業最低賃金（平成20年茨城労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 29 年 11 月 24 日

茨城労働局長　西井　裕樹

第４号中「１時間871円」を「１時間892円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月31日から効力を生ずる。

茨城労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、茨城県各種商品小売業最低賃金（平成20年茨城労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 29 年 11 月 24 日

茨城労働局長　西井　裕樹

第４号中「１時間811円」を「１時間828円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月31日から効力を生ずる。

千葉労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、千葉県調味料製造業最低賃金（平成20年千葉労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 29 年 11 月 24 日

千葉労働局長　塚本　勝利

第４号中「１時間868円」を「１時間889円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月25日から効力を生ずる。

千葉労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、千葉県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金（平成20年千葉労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 29 年 11 月 24 日

千葉労働局長　塚本　勝利

第４号中「１時間884円」を「１時間902円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月25日から効力を生ずる。

千葉労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、千葉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年千葉労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 29 年 11 月 24 日

千葉労働局長　塚本　勝利

第４号中「１時間887円」を「１時間906円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月25日から効力を生ずる。

新潟労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、新潟県各種商品小売業最低賃金（平成20年新潟労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 29 年 11 月 24 日

新潟労働局長　楳葉　伸一

第４号中「１時間800円」を「１時間810円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月31日から効力を生ずる。

石川労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金（平成20年石川労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 29 年 11 月 24 日

石川労働局長　小奈　健男

第４号中「１時間758円」を「１時間782円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月31日から効力を生ずる。

静岡労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年静岡労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 29 年 11 月 24 日

静岡労働局長　高森　洋志

第４号中「１時間894円」を「１時間911円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月29日から効力を生ずる。

静岡労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年静岡労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 29 年 11 月 24 日

静岡労働局長　高森　洋志

第４号中「１時間866円」を「１時間882円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月29日から効力を生ずる。

静岡労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、静岡県各種商品小売業最低賃金（平成20年静岡労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 29 年 11 月 24 日

静岡労働局長　高森　洋志

第４号中「１時間836円」を「１時間850円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月29日から効力を生ずる。

大分労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 29 年 11 月 24 日

大分労働局長　小笠原清美

第４号中「１時間813円」を「１時間833円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月25日から効力を生ずる。

公　告

裁判所

第三者所有物の没収に関する公告

平成 29 年 11 月 24 日

福岡地方検察庁検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第２条第２項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、平成29年12月８日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

１　係属裁判所　福岡地方裁判所
２　被告事件名　関税法違反、消費税法違反、地方税法違反
３　被告人氏名　ソン　ジュハン
　　パク　ジュンヨン
４　公判期日　平成29年11月16日